

# 産業廃棄物の適正処理について



東京都環境局  
産業廃棄物対策課

<はじめに>

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間違えやすいポイントも多々あります。

法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の正しい知識を身につけていただきたいと思います。

# I 廃棄物の定義、種類、処理責任

# 廃棄物の定義

## → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

## → 廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」(環境省通知)

- 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう

廃棄物に該当するか否かは

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の手扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思

総合的に  
勘案して判断

# 廃棄物の分類

廃棄物

一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)

特別管理一般廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物で、  
法令で定める**20種類**)

特別管理産業廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)



# 産業廃棄物の種類①

(あらゆる事業活動に伴うもの)

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鋳さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

## 産業廃棄物の種類② (特定の事業活動に伴うもの)

	種類	具体例
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業(繊維製品製造業以外)
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業

20 : 1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

# 一般廃棄物

(産業廃棄物以外のものすべて)

## ・家庭廃棄物

一般家庭から出されるすべての廃棄物

例： 燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他

## ・事業系一般廃棄物

事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの

例： オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、  
その他

## ・その他

災害廃棄物、火災ゴミ

※ 建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。  
(平成30年6月22日付け 環境省通知)



# 廃棄物の処理責任

- ・一般廃棄物

市町村が包括的な処理責任を有する

cf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法

- ・産業廃棄物

排出事業者が処理責任を有する

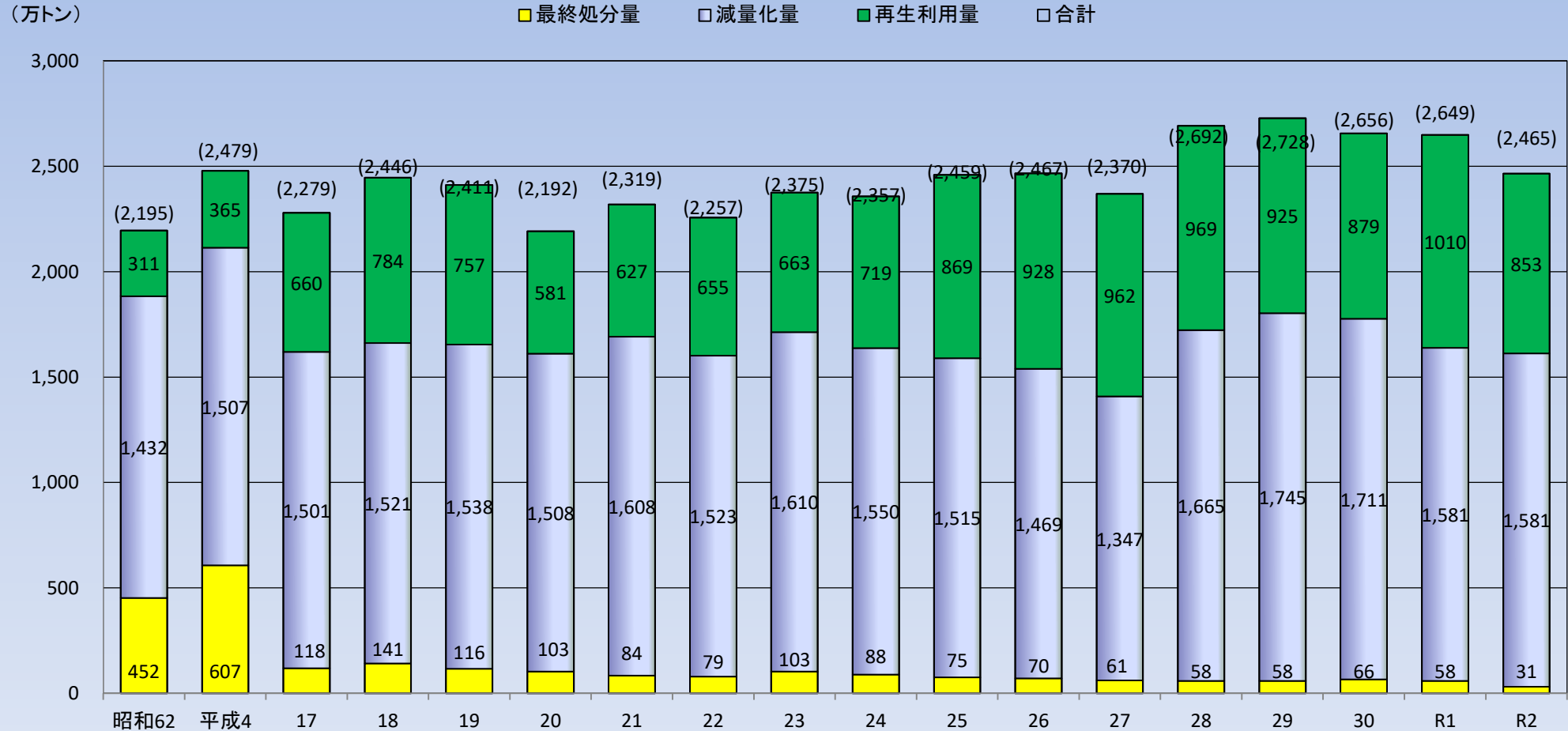
cf.廃棄物処理法3条、11条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、排出事業者のことを指します。

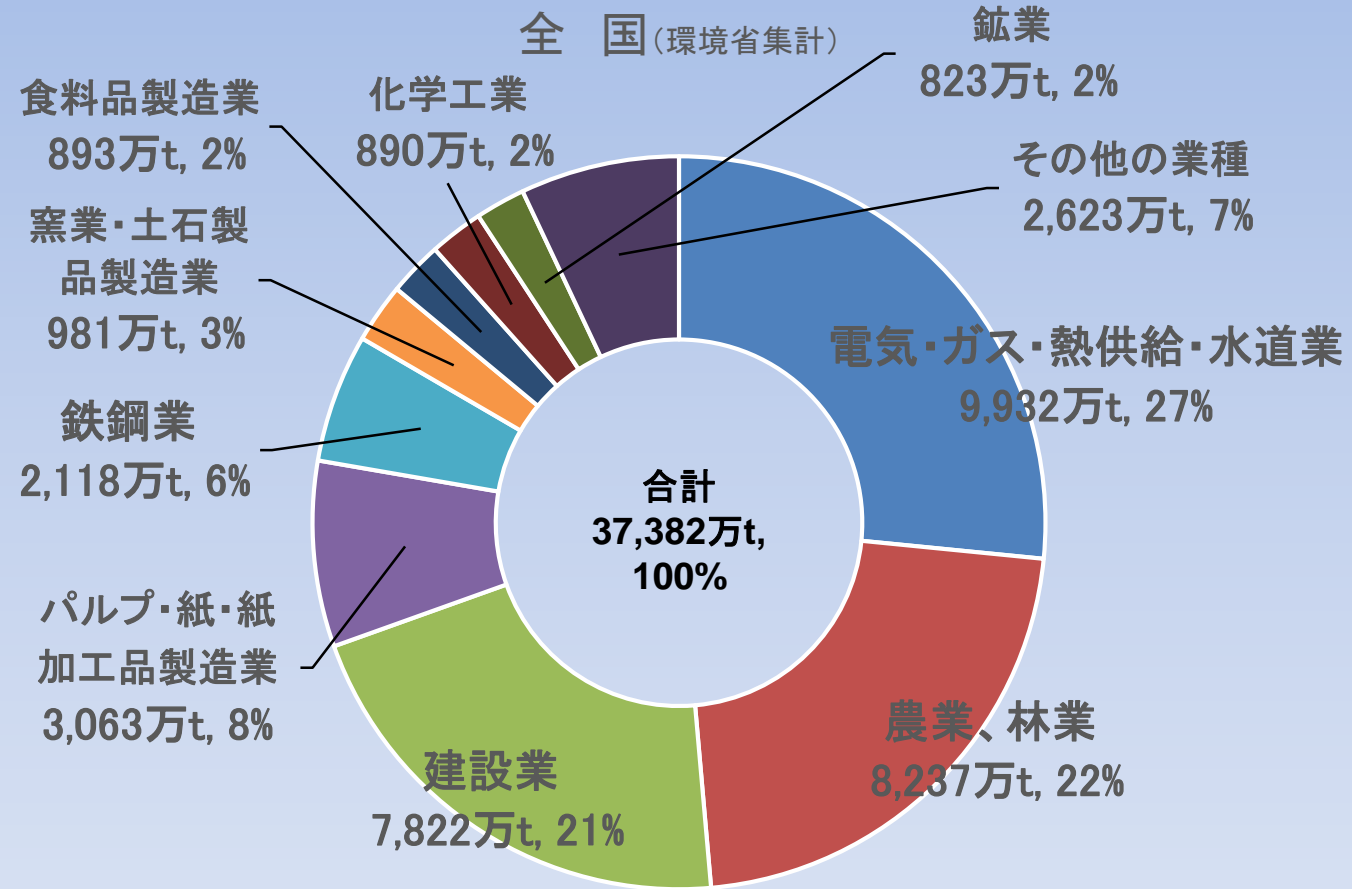
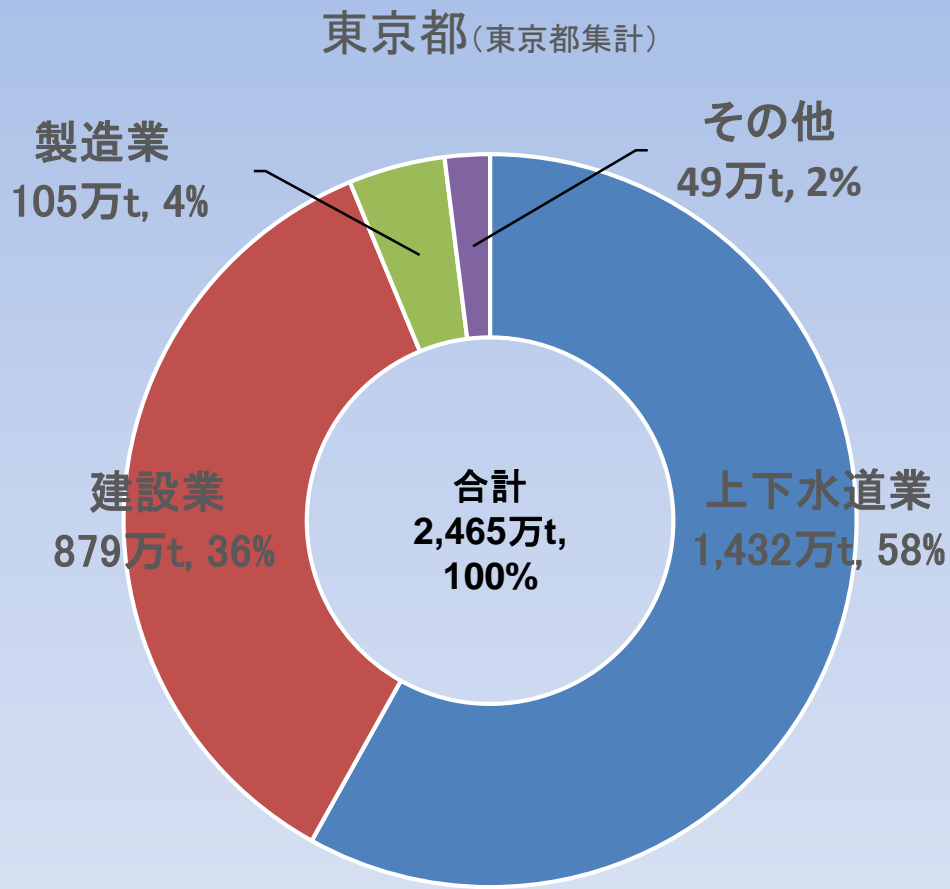
## Ⅱ 産業廃棄物を取り巻く現状

# 東京都の産業廃棄物の推移(令和2年度)



出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(令和2年度実績)」より作成

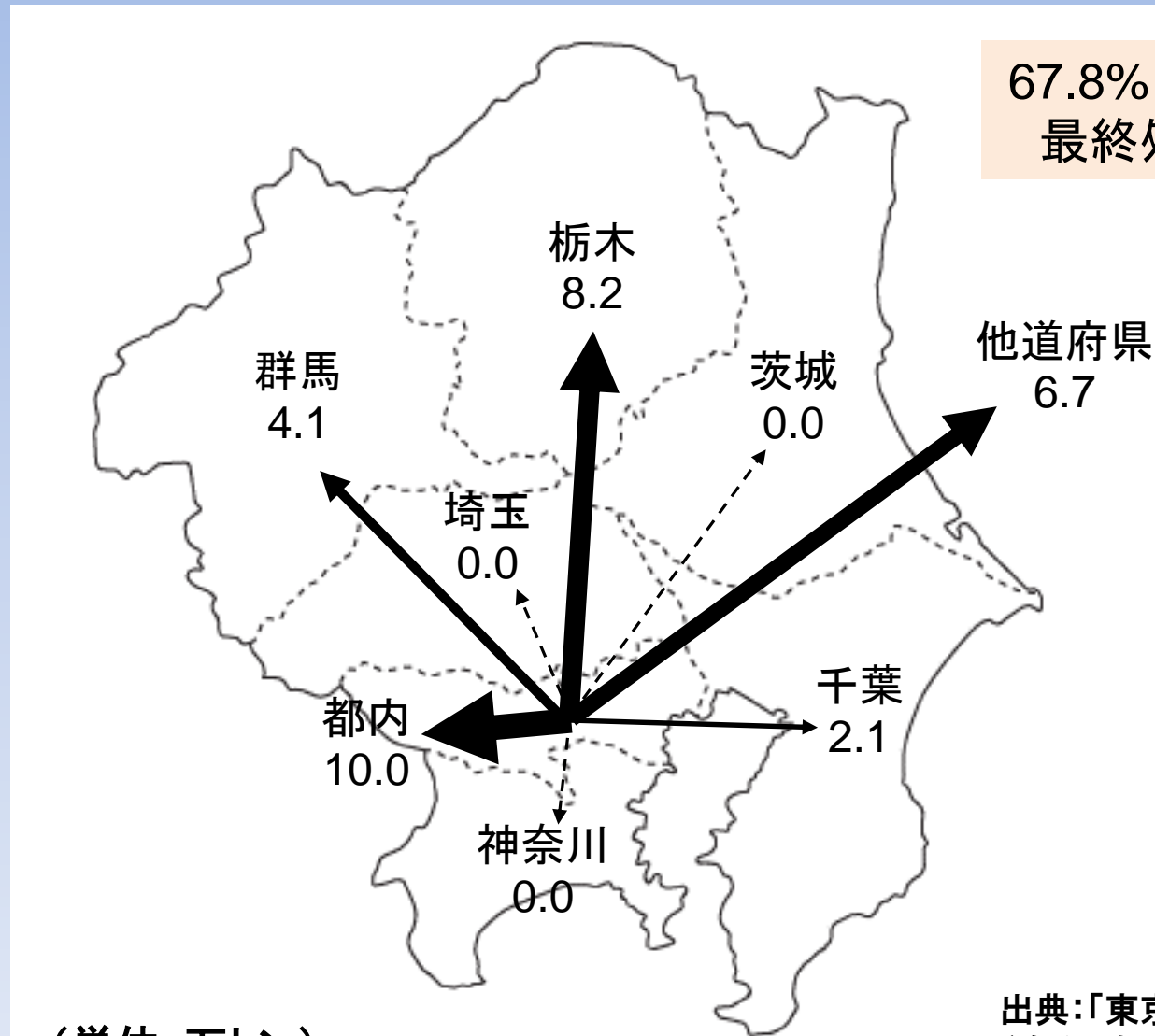
# 産業廃棄物の業種別排出量(令和2年度)



※各項目量は四捨五入してあるため、合算値が合わない場合があります。

出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(令和2年度実績)」、環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(令和2年度実績)」より作成

# 東京都の産業廃棄物処分先(最終処分)



67.8%は東京都以外で最終処分されている

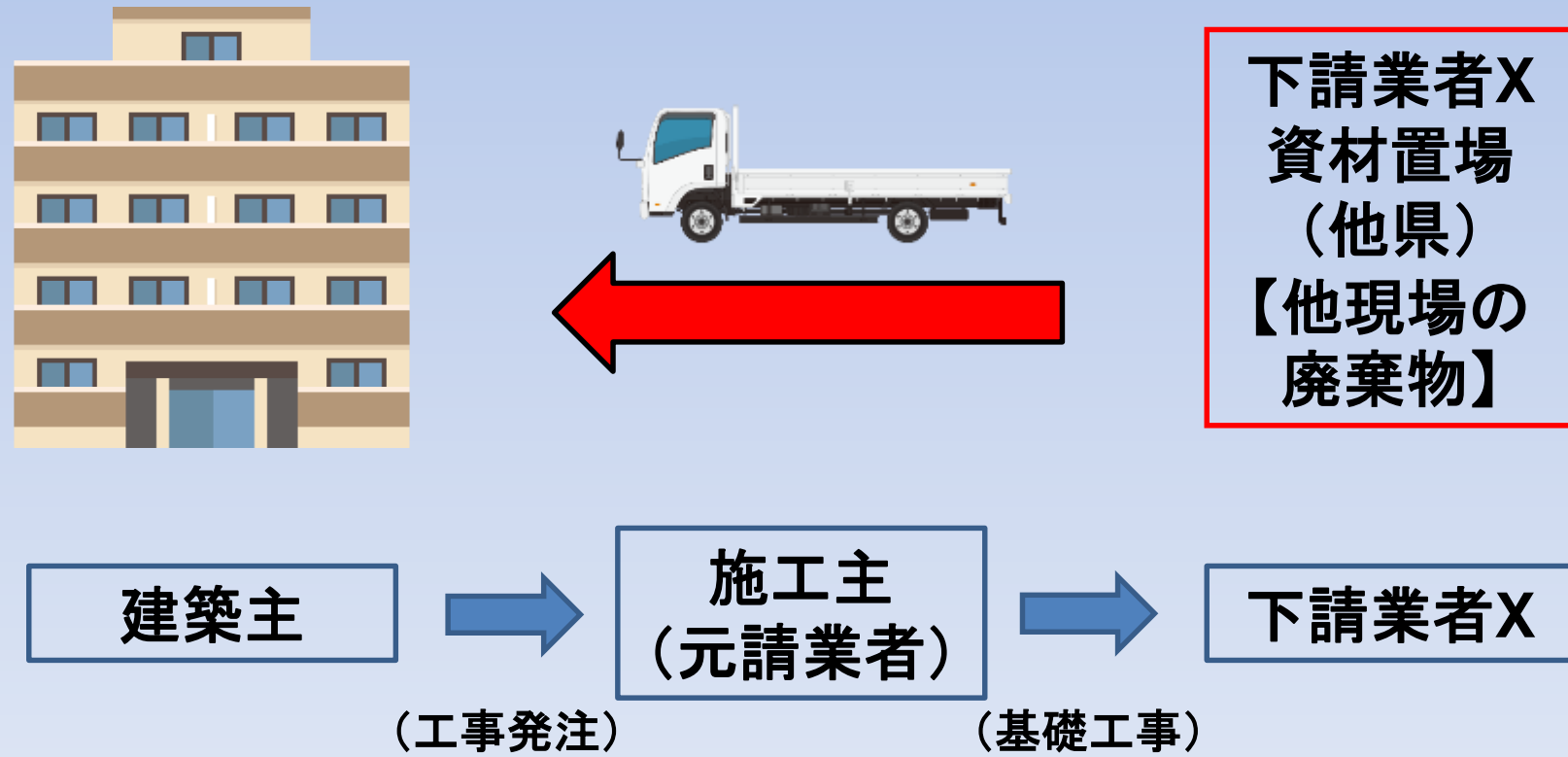
(単位:万トン)

出典:「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書(令和2年度実績)」より作成

## Ⅲ 産業廃棄物の不適正処理

# 事案①(不法投棄)

- 共同住宅新築工事現場



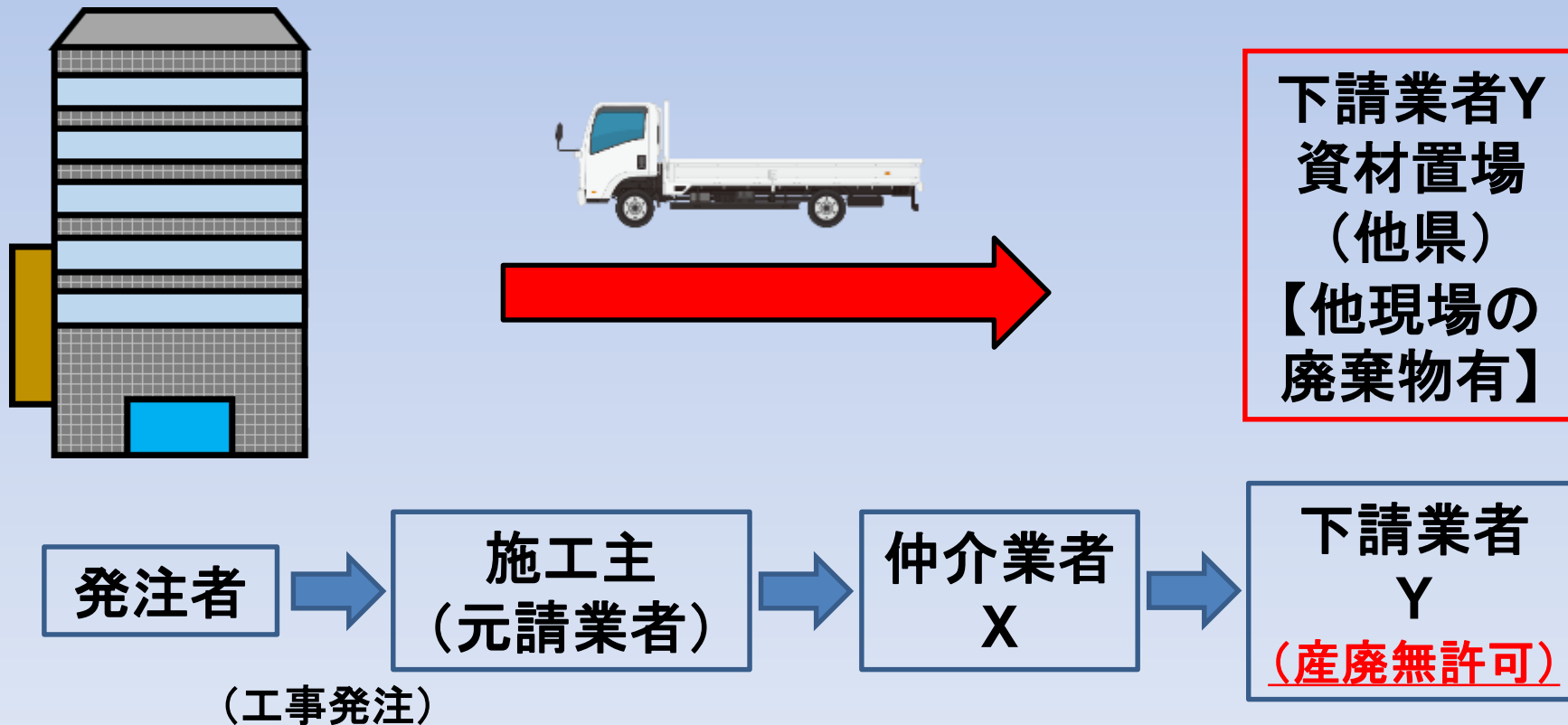
## 不法投棄現場写真

(個人情報等が含まれるため、公開資料は削除しています。)



# 事案②(不適正保管)

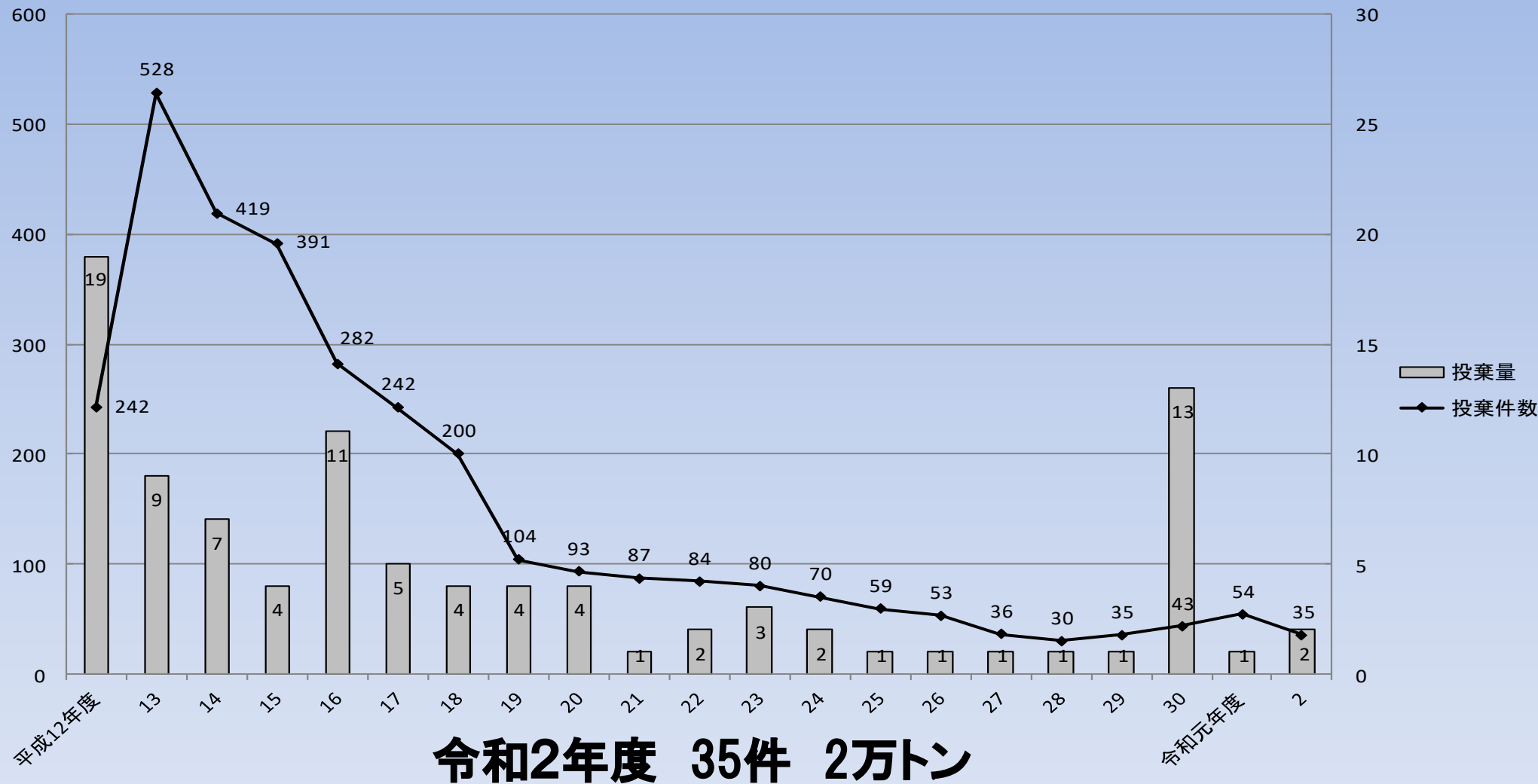
- テナント閉店に伴う内装解体工事現場



## 不適正保管現場写真

(個人情報等が含まれるため、公開資料は削除しています。)

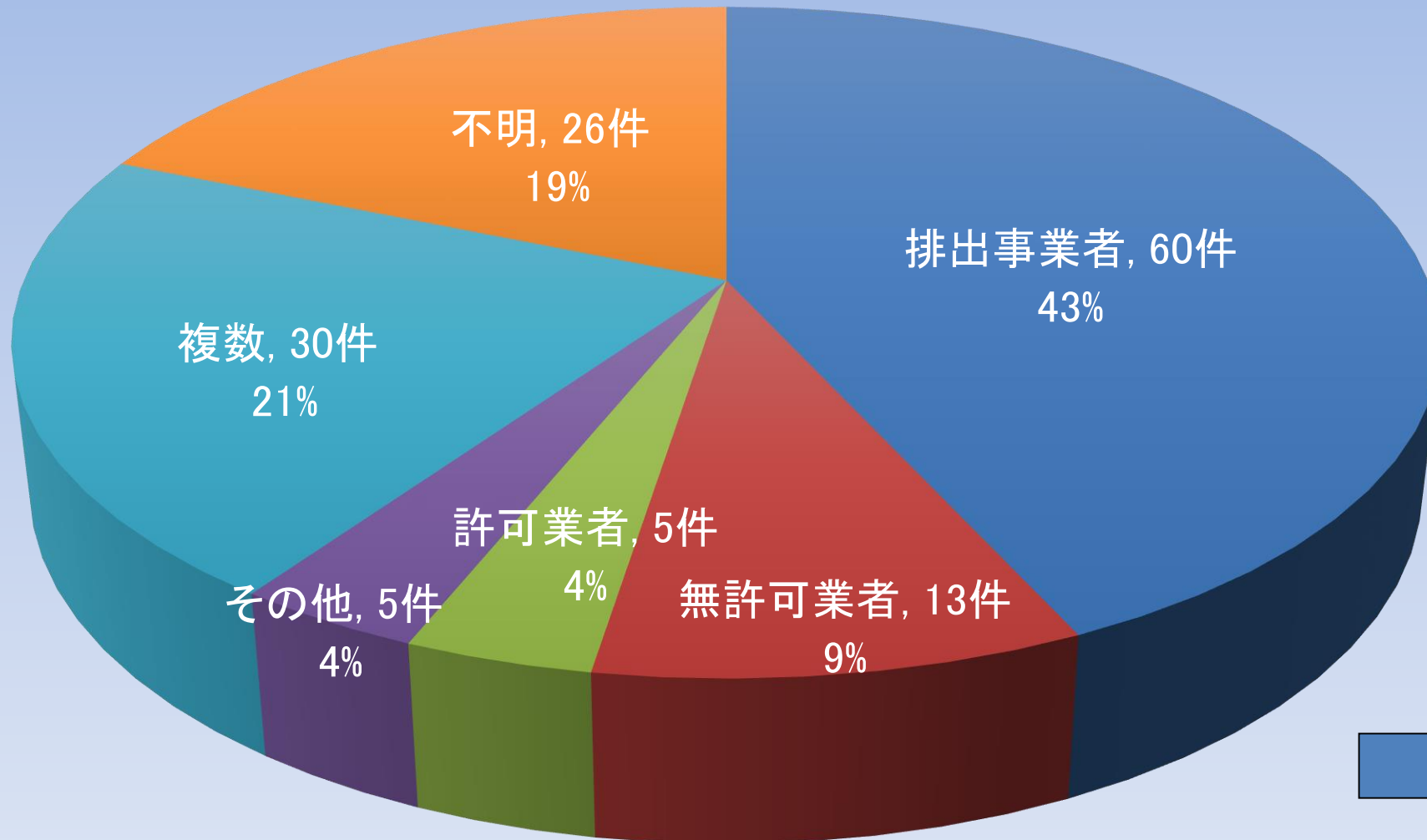
# 関東地方(1都6県)における不法投棄



令和2年度 35件 2万トン

出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(令和2年度)」より作成

# 実行行為者別件数(令和2年度)



環境省資料より

件数：排出事業者が多い（43%）

## IV 排出事業者責任について

# 問われる排出事業者責任

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や不適正処理等が行われた場合は、

実行行為者はもちろん、**排出事業者も責任が問われる**可能性がある。



責任

# 排出事業者責任



- **事業者の責務(法第3条第1項)**  
事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない。
  - **事業者の処理(法第11条第1項)**  
事業者は、その**産業廃棄物を自ら処理**しなければならない。  
  
自ら処理できない場合は…  
⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に**委託**しなければならない  
(法第12条第5項)
- 【排出事業者の例外】(法第21条の3)**  
**「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者！**

# 【重要通知】

## ○ 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

(平成29年3月21日)

⇒食品廃棄物の横流し事案を受け、**廃棄物の処理責任は排出事業者にある事**を改めて通知しています。

⇒**「規制権限の及ばない第三者」**を当事者間に介在させ、**処理委託の根幹的内容を決定させることのないよう**にしています。

## ○ 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について

(平成29年6月20日)

⇒**「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」**を提示しています。  
ご一読ください。

## ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

(平成23年2月4日)

⇒元請業者が排出事業者となる**「建設工事」**の定義を示しています。



# 他人に収集運搬又は処分を委託する場合

## 産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- 収集運搬及び処分についてそれぞれ委託
- 委託基準の遵守
  - 産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
  - 書面契約
- 委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要な措置を講ずる（最終処分されるまで確認）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用
- 再委託の原則禁止

# 排出事業者による処理状況確認の努力義務 (法第12条第7項)

- 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認**を行い、当該廃棄物について**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置**を講ずるように努めなければならない。



## 【確認方法】

- ・実地確認
- ・HPなどの公表情報からの確認  
(処理状況・施設維持管理状況など)



# V 産業廃棄物の保管（基準,事業場外保管）

# 産業廃棄物の保管基準

(法第12条第2項、第12条の2第2項  
省令第8条、第8条の13)

**ア 周囲に囲いの設置**

**イ 保管場所の表示**

**ウ 保管高さ制限**

**エ 飛散・流出等防止対策**

# ア 囲いの設置



# イ 保管場所の表示

# エ 飛散防止

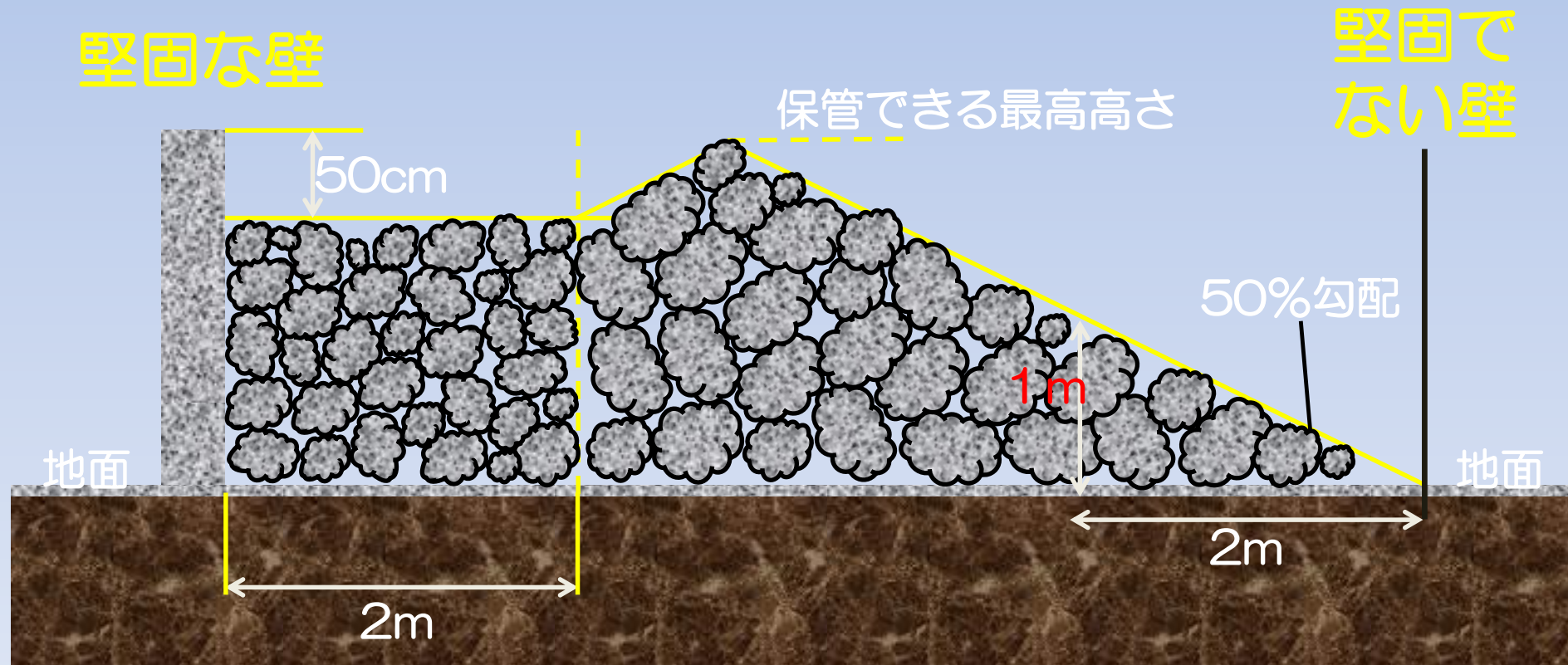
## ウ 高さの制限



## エ 流出防止



# 保管基準の具体例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



# 適正な分別・保管


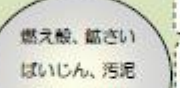

## 保管基準

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者氏名	株式会社 ○×工業
連絡先	〒□□□ 東京 一部 Tel 03-(1234)-XXXX
最大保管高さ	1.8m

60cm 以上 (高さ)

60cm 以上 (幅)

## 保管場所に掲示板の設置

水銀廃棄物の分類 (1/2)			
	I 水銀 (金属水銀)・水銀化合物	II 水銀に汚染された廃棄物	III 水銀使用製品廃棄物
産廃	 水銀 特管第一類 <新設> 水銀等 産廃 小中学校等 (特定施設以外) から排出された水銀	 特管第一類 燃え酸、錆さい ばいじん、汚泥 廃酸・廃汚泥	 特管第一類 特定有害廃棄物 水銀含有ばいじん等 汚染された有害廃棄物 (特定施設以外)
一廃	特管第一類 <新設>		

## 水銀廃棄物 (蛍光管等) 等の有害なもの の分別

排出事業者の皆様へ

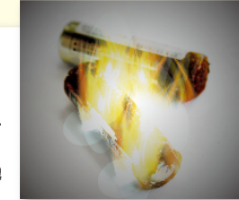
**小型充電式電池 (リチウムイオン電池などの二次電池) は  
取扱いに注意をお願いします**

**誤った取扱いで火災等が発生し、大変危険です**

## リチウムイオン電池等の危険なもの の分別

す。

:スマー



リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・小型制御弁式鉛蓄電池があり、それぞれの電池にはリサイクルマークが表示されています。

小型充電式電池



Li-ion  
リチウムイオン電池



Ni-Cd  
ニカド電池



Ni-MH  
ニッケル水素電池



Pb  
小型制御弁式鉛蓄電池

小型充電式電池が使用されている主な製品

携帯電話・スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機



建設現場では、ファン付作業服、作業灯、パイロンなどが該当します。



# 事業場外保管

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項)

排出事業者自らが、事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業場以外**の場所に**産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出**なければならない。

## ① 対象となる産業廃棄物

**建設工事に伴い生ずる産業廃棄物**(特別管理産業廃棄物を含む。)

## ② 対象となる保管面積

**300 m<sup>2</sup>以上の保管場所で行う保管**

### 【次の保管は対象外】

- ・排出事業者が**産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)**又は**産業廃棄物処分業の許可**を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が**産業廃棄物処理施設の設置許可**を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- ・排出事業者が**PCB特別措置法第8条の届出**を行った場合における、当該届出に係る**PCB廃棄物の保管**

## VI 産業廃棄物処理委託契約について

# 産業廃棄物処理の委託契約



## 【委託基準】(法第12条第5項、6項)

- ・収集運搬業者
  - ・処分業者
- } それぞれと契約
- ・**書面での契約、法定事項を漏れなく記載**  
産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、  
契約の有効期間、料金、等
  - ・**書面の添付**  
産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

# 委託契約書における法定記載事項①

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

# 委託契約書における法定記載事項②

委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の 6 項目）に変更があった 場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能です。その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

★法定記載事項は契約書の中に全てを記載する必要があります。

東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

# Ⅶ 産業廃棄物管理票（マニフェスト） について

# 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)



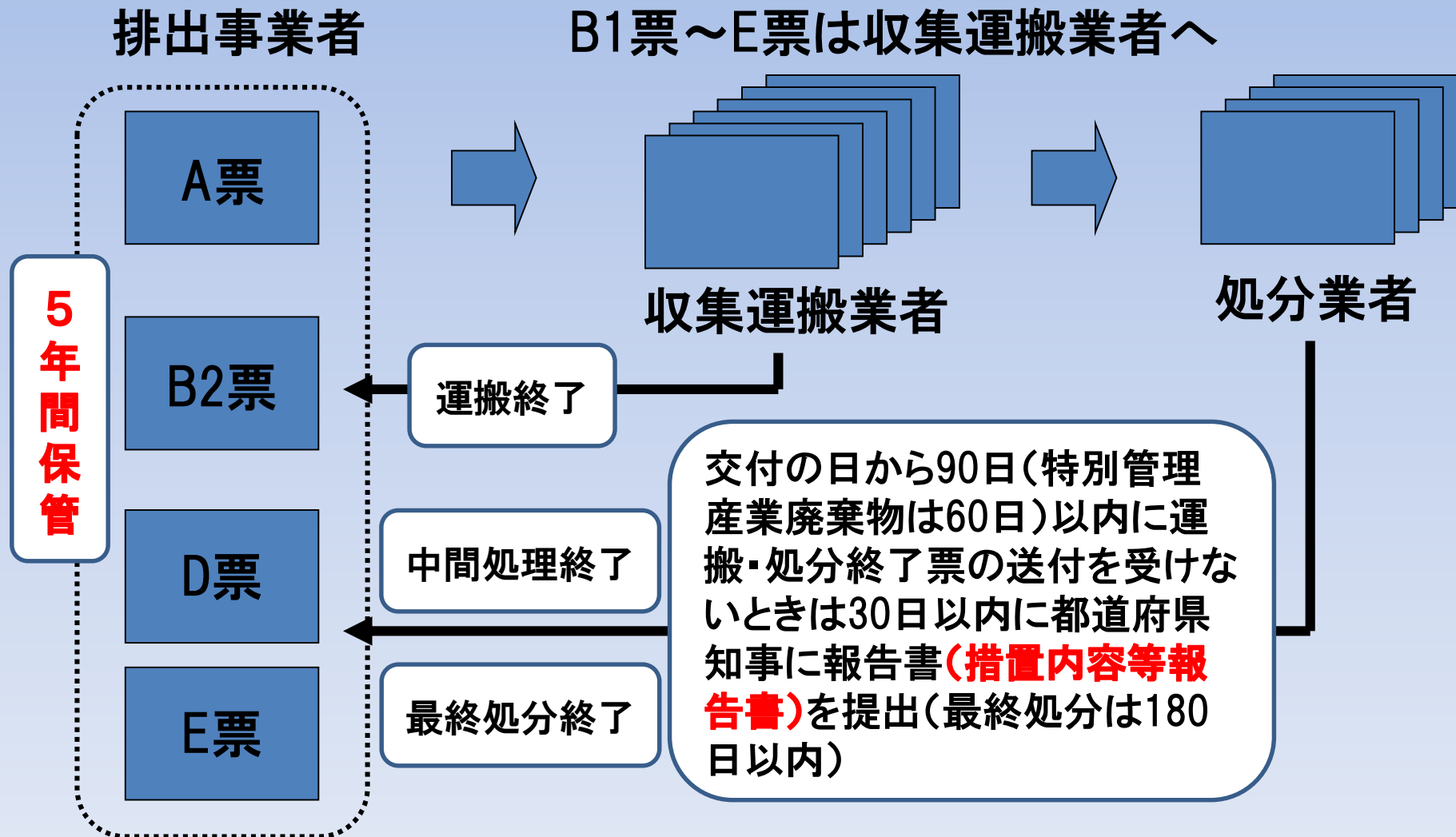
産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**・産業廃棄物の引き渡しと同時に・**産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票を交付しなければならない。**

(法第12条の3第1項)



引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、返送されたマニフェストの確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ







# 紙マニフェスト記載例（D票）

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票**

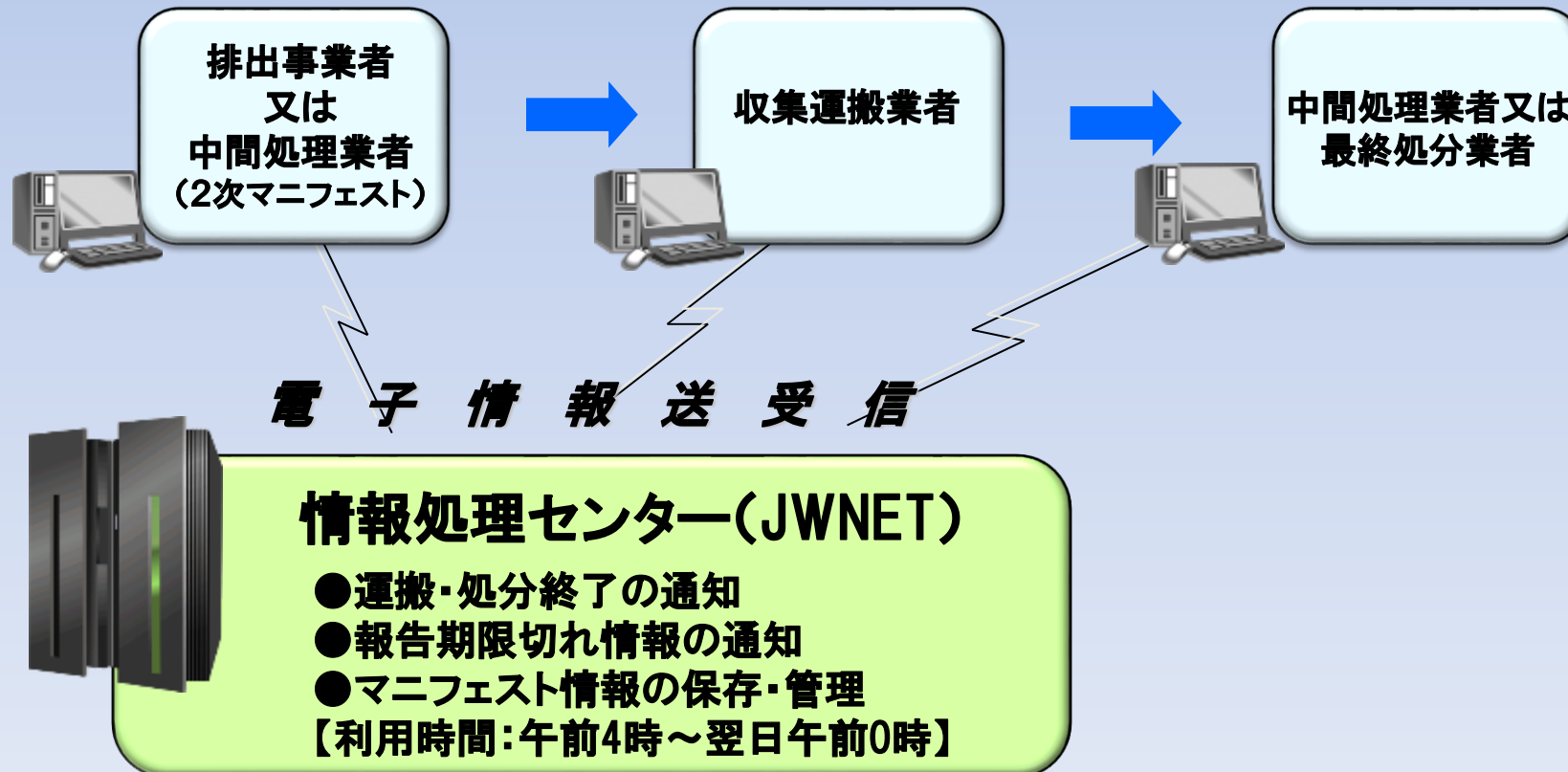
交付年月日 平成 27 年 9 月 6 日	交付番号 21257367530	登録番号	交付担当者 氏名 東京太郎
事業者 (排出者) 氏名又は名称 東京〇〇 株式会社	住所 〒 電話番号 東京都新宿区西新宿 2-0-△	事業者 (排出事業者) 名称 新宿工事事務所	所在地 〒 電話番号 東京都新宿区西新宿 0-0-△
<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	商号
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 3000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 8200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 活性炭廃材等 <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 9300 廃紙 <input type="checkbox"/> 1800 紙くず <input type="checkbox"/> 2100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 5400 廃酸 <input type="checkbox"/> 4500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 5500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1400 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 重アルカリ(有害) <input checked="" type="checkbox"/> 6000 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7210 重アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1300 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4500 動物飼料不要物 <input type="checkbox"/> 7421 砕石類等 <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)		10kg	フレコンバッグ
		産業廃棄物の名称(プラスチック容器)	
		有害物質等	処分方法 (破碎)
備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり			
最終処分 の場所 <input checked="" type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 委託契約書記載のとおり 当票記載のとおり 〇〇県△市□×番地 (〇△環境(株)最終処分場)			
運搬受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号	〇運搬 株式会社	運搬先 (処分委託者) 名称 所在地 〒 電話番号	〇△環境 〇△クリーンセンター
処分受託者 氏名又は名称 住所 〒 電話番号	〇△環境 株式会社	積 又は保管 替え 名称 所在地 〒 電話番号	〇運 ##保管センター
運搬の委託 (委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	〇運輸 運搬△朗	受領印 平成 27 年 9 月 8 日	数量(及び単位) 0.5kg
処分受託 (委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	〇△環境 処分□雄	受領印 平成 27 年 9 月 15 日	最終処分 平成 27 年 9 月 15 日
委託契約書 行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)		照合確認	
1売却: 〇〇県△市□×番地 〇△環境〇△クリーンセンター-5kg 27/9/15		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会			

廃棄物の処分完了後、  
 排出事業者に戻って来る。  
 →受託者が必要事項を記載している  
 か確認  
 →5年間の保存義務

# 電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要



# 電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で**自動保存するため、紛失の心配なし**
- システムにより、**法定記載項目の入力漏れや、処理の確認期限切れを防止**
- 排出事業者、収集、処分業者の3者が**情報共有し、勝手にデータ修正等ができない**
- マニフェスト交付状況の**行政報告が不要**  
(JWNETが一括報告)

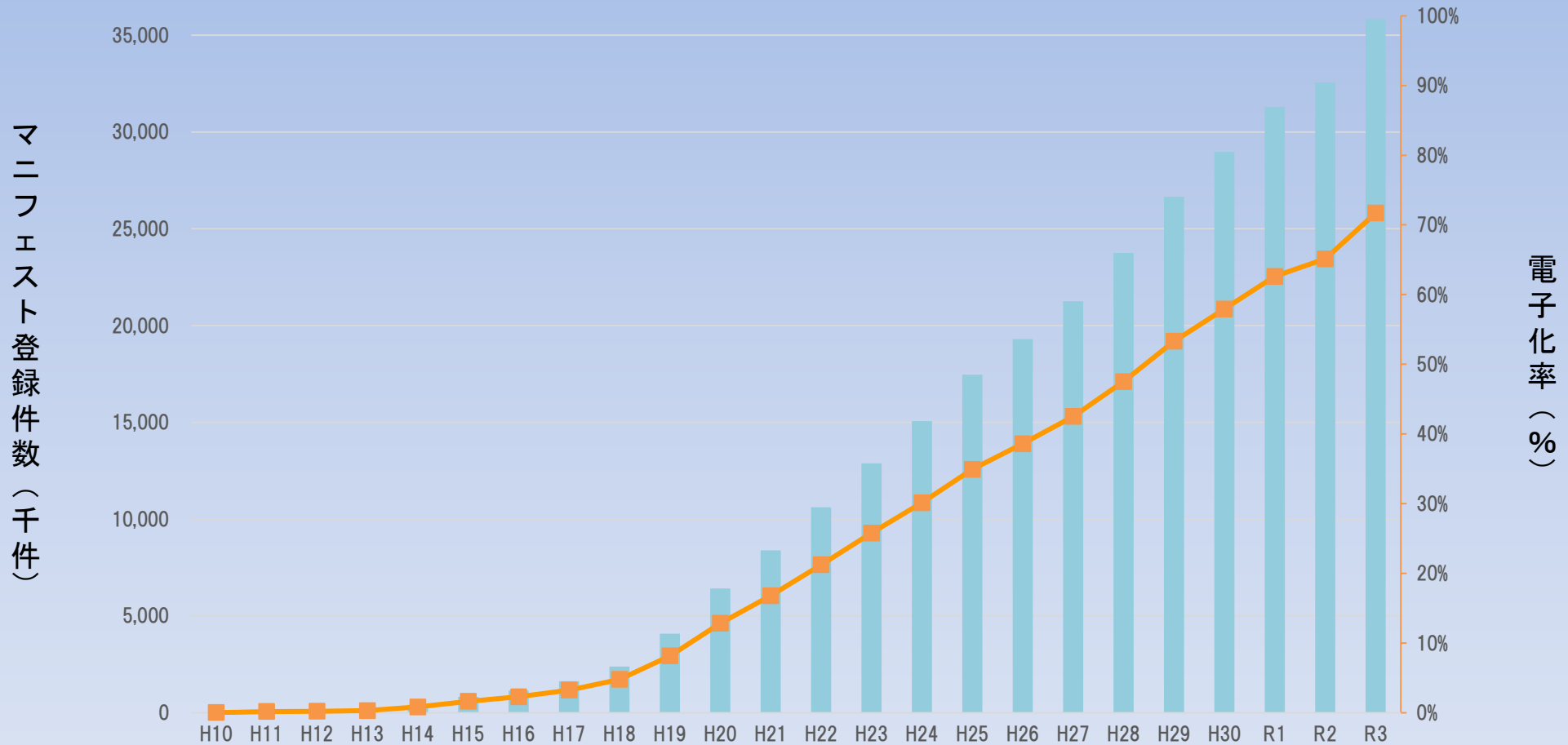
**事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性**

# 紙と電子の比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、<b>3日以内※</b>にマニフェスト情報をJWNETに<b>登録</b></p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。            ①廃棄物を引渡した日            ②土日及び祝日(国民の休日)            ③年末・年始(12月29日～1月3日)</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<b>引渡しと同時に、マニフェストを交付</b></p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の<b>通知(電子メール等)や一覧表により確認</b></p>	<p>○運搬終了報告:B2票とA票を<b>照合</b>して確認            ○処分終了報告:D票とA票を<b>照合</b>して確認            ○最終処分終了報告:E票とA票を<b>照合</b>して確認</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの<b>保存が不要</b>            (JWNETが保存、<u>5年分は照会・ダウンロード可能</u>)</p>	<p>○交付したマニフェスト<b>A票を5年間保存</b>            ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた<b>B2票、D票、E票を5年間保存</b></p>
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの<b>報告は不要</b>            (JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が<b>自ら報告書を提出</b></p>

# 現状①（電子化率等）

## 全国登録件数と電子化の推移



マニフェスト年間登録件数(件)

電子化率(%)

※JWセンター集計 電子化率は分母を5千万で固定

## 現状②（都内処理業者数）

### ● 電子マニフェスト対応 処理業者数

➔ 産廃処理業者検索  
システムで表示可

○収集運搬 約4,100事業者

○処分 約220事業者

\* 検索システム

→「東京都 産業廃棄物処理  
業者検索」でクリック

[https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search\\_input.aspx](https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx)

### 産業廃棄物処理業者情報の検索

東京都知事の許可を受けている許可業者の情報を検索することができます。  
検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。

※JavaScriptを有効にしてください。

都独自の優良認定  産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナル  産廃エキスパート  産廃プロフェッショナル  
東京都の実施している第三者評価制度における認定業者から選択する場合はチェックを入力してください

許可番号   
都許可番号(19~)(10桁)あるいは統一許可番号(6桁)を半角数字で入力ください。

業者名   
業者名の全体か、一部をご入力ください。

代表者氏名   
代表者氏名の全体か、一部をご入力ください。

許可住所   
業者の本社所在地の全体か、一部をご入力ください。

施設住所   
業者の施設所在地の全体か、一部をご入力ください。

業の区分   
業の区分を必ず選択してください

許可年月日 西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 [→検索方法ヘルプ](#)  
許可年月日とは、初めて許可を取得した日のことを言います。

取り扱う産業廃棄物  
 燃え殻  汚泥  廃油  廃酸  
 廃アルカリ  廃プラスチック類  紙くず  木くず  
 繊維くず  動植物性残さ  動物系固形不要物  ゴムくず  
 金属くず  ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  鋳さい  がれき類  
 動物のふん尿  動物の死体  ばいじん  政令13号物

取り扱う産業廃棄物の種類を選択してください。  
複数選択した場合は、選択した全ての産業廃棄物を扱う業者が表示されます。

石綿含有産業廃棄物  水銀使用製品産業廃棄物  水銀含有ばいじん等

登録車両番号   
車両番号の全体をご入力ください。  
ナンバー、ハイフォン、点などは入力しないでください。【例】東京00あ000

電子マニフェスト  有  
選択した場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JVNET)に「加入情報の公開可」として登録した業者が表示されます。

検索

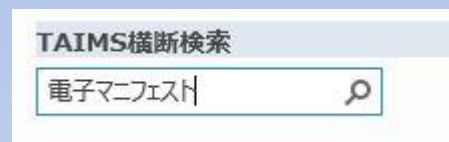
# 参 考 情 報

- JWセンターHP

  - 電子マニフェストをはじめよう(冊子)

  - 電子マニフェスト早わかりムービー

- 庁内ポータルサイト



- 環境局作成動画「電子マニフェストの利用に向けて」

## 【YouTube動画】

  - ・環境局HPに掲載

  - ・「資源循環推進部 YouTube」  
で検索！

    - [https://www.youtube.com/  
watch?v=ugw-uG\\_q9qQ](https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ)





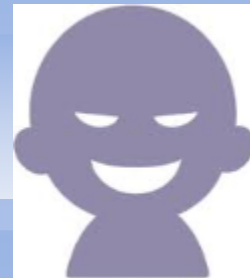
# VIII 委託契約締結やマニフェスト交付に 当たっての留意点

## 不適正な処理委託の事例



- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

## こんな処理業者には**要注意**！



- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う  
収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う  
収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要  
ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物  
処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

## IX 措置命令、罰則



## 措置命令（廃棄物の撤去命令） 【第19条の5、19条の6】

### ・措置命令とは…

「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる  
行政処分

⇒ 不法投棄等の実行行為者だけでなく、  
**排出事業者等にも命令**できる

\* 青森・岩手県境不法投棄事案でも、  
無許可業者に委託した、大手の物流会社や  
玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

# 廃棄物処理法の罰則



違反項目：排出事業者に係る主なもの	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人重課 3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
措置命令(支障の除去)違反	
委託基準違反(許可内容未確認、契約書不備など)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	
マニフェスト不交付、不正交付	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害	

これまで解説したように、排出事業者責任は重く、不適正処理を行うと罰則が適用されたり、措置命令等の行政処分が行われる場合があります。

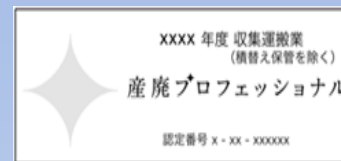
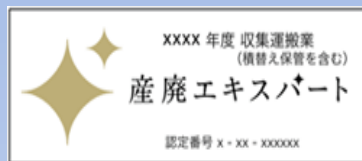
このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「**第三者評価制度**」を設け、**産廃エキスパート**、**産廃プロフェッショナル**として認定しています。

# X 第三者評価制度について



# 産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」 ～優良性基準適合認定制度～

## 【概要】



都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者を第三者評価機関が評価する制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した、(公財)東京都環境公社が評価・認定している。

## 【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

# 第三者評価制度の特徴 ①

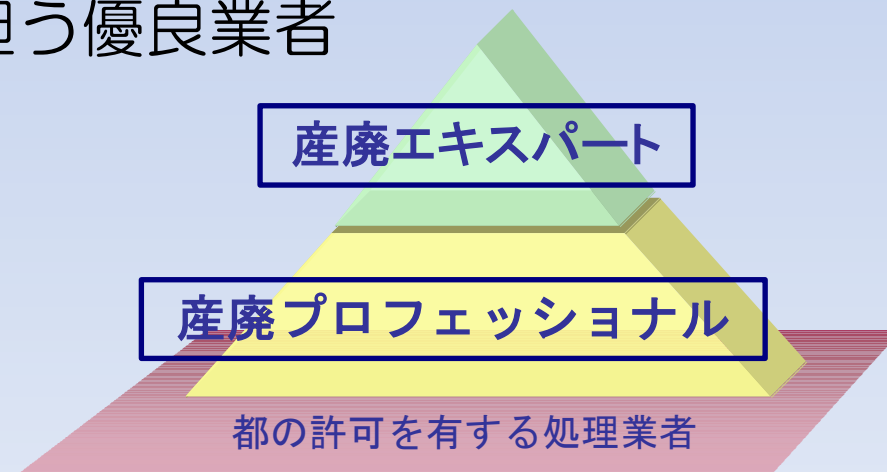
## ① 処理業者の事業内容や取組状況に応じた 2つの認定区分

■ **産廃エキスパート**（第1種評価基準適合業者）

業界のトップランナー的業者

■ **産廃プロフェッショナル**（第2種評価基準適合業者）

業界の中核的役割を担う優良業者



## 第三者評価制度の特徴②



- ② 処理事業の信頼度の高さ、環境に配慮したより高度な取組を総合的に評価

■ 評価項目

「遵法性」 「安定性」 「先進的な取組」

■ 審査方法

書面審査                      契約書・マニフェスト・帳簿 等

現地審査                      経営者面談、作業実態・施設管理状況等

- ③ 第三者評価機関が評価委員会を設置し、公平・公正に評価・認定

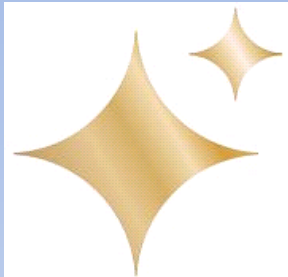
## 認定業者数(令和5年4月1日現在)

認定区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性)	収集運搬業 (積保除く)	収集運搬業 (積保含む)	中間処理業
産廃Iキ入パート	156	30	65	86	86
産廃7°07ィツヨカ	70	18	47	22	20
計	225	48	112	108	106

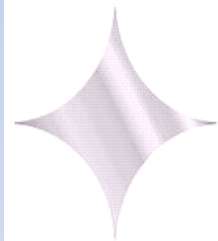
※複数の業の区分にて申請を行っている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

# 【許可証デザイン】

## 【ロゴ】



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

様式第九号（第十条の六関係） 令和 3年 4月 1日 3環資産届第9999号  
許可番号 第13-20-999999号

### 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号  
氏名 株式会社東京太郎  
代表取締役 東京 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**

許可の年月日 令和 3年 1月 2日  
許可の有効年月日 令和 5年 1月 1日

1 事業の範囲  
(1) 業の区分： 処分（中間処理）  
(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類  
破砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

2 事業の用に供する施設  
施設所在地： 東京都新宿区西新宿五丁目8番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	3.14 (t/日)	3.58 (t/日)	平成2年 7月1日	---	---
	金属くず	1.59 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.65 (t/日)				

3 許可の条件  
(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。  
(3) 中間処理は、本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況  
平成 3年 1月 2日 新規許可  
令和 3年 1月 2日 更新許可 第 6 回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

産廃エキスパート 都認定番号：1-20-C9999SD

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都

令和3年よりデザインを変更

# XI 有害物等の廃棄物処理について (アスベスト)

# アスベスト（石綿）廃棄物について

## ○廃石綿等（飛散性アスベスト、レベル1、レベル2）

- ・ 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。
- ・ 人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ・ 特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

## ○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト、レベル3）

- ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの
- ・ 普通の産業廃棄物として処理（破碎せずに埋立）

# アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

対 象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材		保温材	石綿含有成形板等 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種、 石綿含有下地調整塗材)・ 石綿含有仕上塗材
作業内容	除去	封じ込め 囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・搬 出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じ る	レベル2	レベル3
産業廃棄物の分 類	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)					石綿含有産業廃 棄物
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材 煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材、外壁材 建築用仕上塗材 等

注) 作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に  
解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。



# アスベスト廃棄物の取扱い（保管場所の表示）

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

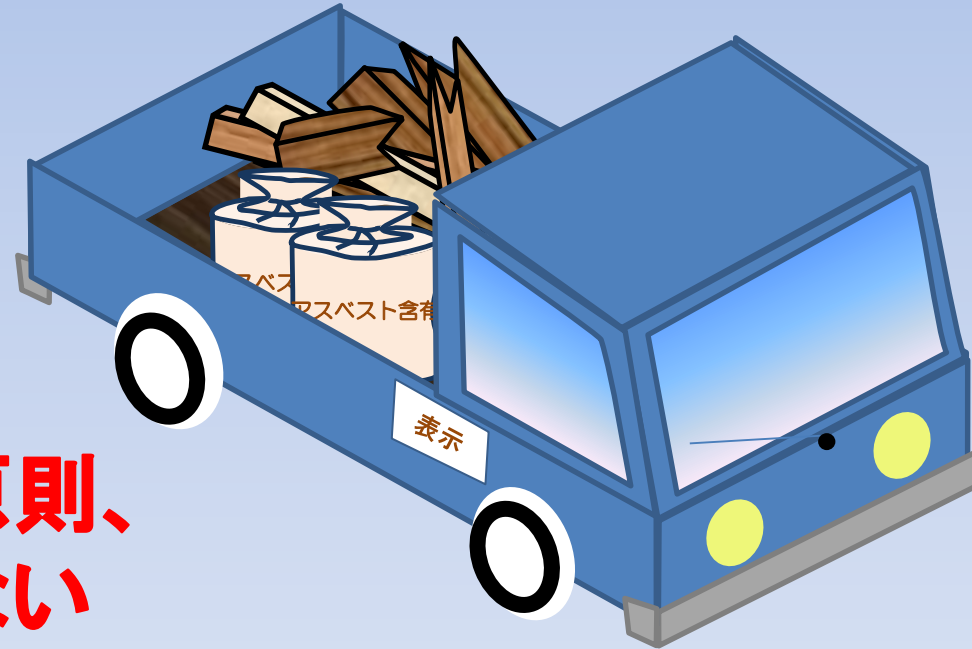
【廃石綿の保管場所の例】

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃石綿等
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

60cm × 60cm以上の大きさ

# アスベスト廃棄物の措置

容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬



石綿含有廃棄物は、原則、  
運搬途中で破砕等しない

# アスベスト廃棄物の処分

破砕等の処理は認められていません！

## ① 溶融

ア 溶融設備で溶融

イ 溶融後は、普通の産業廃棄物  
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

## ② 最終処分(埋立)

ア 廃石綿等 ・大気中への飛散防止措置(二重梱包)  
・管理型処分場の一定の場所に埋立て  
・飛散防止の覆土

イ 石綿含有産業廃棄物

・安定型処分場の一定の場所に埋立て

## 参考資料（ホームページ）

### ●環境省

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

<https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf>

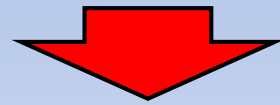
### ●国土交通省「目で見るアスベスト建材」

[https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425\\_3/01.pdf](https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf)

# XI 有害物等の廃棄物処理について (水銀)

# 水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

- 平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択
- 平成27年 2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」
- 平成27年11月 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布





## 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年4月1日施行	平成29年10月1日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定 など	処分基準の追加 など
水銀含有ばいじん等	—	「水銀含有ばいじん等」の区分新設 など
水銀使用製品産業廃棄物	—	「水銀使用製品産業廃棄物」の区分新設 など

# 東京都環境局リーフレット 「水銀廃棄物の取扱いについて」 (1/4ページ)

**水銀廃棄物の分類 (1/2)** 水銀廃棄物について

<p><b>I 水銀(金属水銀)・水銀化合物</b></p>  <p>水銀</p> <p>特管理業廃棄物 &lt;新設&gt; 廃水銀等</p> <p>小中学校等(特定施設以外)から排出された水銀</p> <p>特管理業一般廃棄物 &lt;新設&gt; 廃水銀</p>	<p><b>II 水銀に汚染された廃棄物</b></p> <p>燃え殻、鋸ごみ、ばいじん、汚泥、廃酸・廃アルカリ</p> <p>特管理業一般廃棄物 &lt;新設&gt; ばいじん</p>	<p><b>III 水銀使用製品廃棄物</b></p>  <p>特管理業一般廃棄物 &lt;新設&gt; 水銀使用製品 産業廃棄物</p> <p>家庭から排出された水銀使用製品</p>
---	---	--

<p>水銀(金属水銀)・水銀化合物 ~金属水銀そのものや粉砕されていない水銀化合物が廃棄物となったもの~</p> <p><b>廃水銀等&lt;新設&gt;</b> <span style="float: right;">特別管理産業廃棄物</span></p>	
<p>(1) 特定施設<sup>※1</sup>から生じた水銀又は水銀化合物 (小中学校等の実験で使った水銀などは特別管理産業廃棄物の基本水銀等には該当しません。ただし、廃水銀等に当たります。)</p> <p>(2) 水銀を含む産業廃棄物等から回収された水銀</p>	<p>特別管理産業廃棄物に該当するものは、水銀含有ばいじん等には該当しません。</p> <p>【水銀回収が必要な水銀含有ばいじん等】 ばいじん、燃え殻、汚泥、鋸ごみ1,000 mg/kg、 廃酸・廃アルカリ：1,000 mg/L を超えるもの</p>
<p>水銀を回収する対象</p> <p>水銀若しくはその化合物が含まれている物</p> <p>水銀使用製品が産業廃棄物となったもの</p>	<p>廃棄物等から回収された廃水銀等の例</p> <p>・水銀を含む再生資源から回収した廃水銀 ・水銀含有ばいじん等から回収した廃水銀 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物から回収した廃水銀 ・廃棄物処理施設の排ガス処理工程において回収された廃水銀 ・水銀を不純物として含む天然資源の生産施設から回収された廃水銀</p> <p>蛍光灯管、水銀電池、水銀スイッチ・リレー、水銀を含む計測機器(気圧計、温度計、圧力計、濃度計、体温計、血圧計)から回収した廃水銀 (水銀使用製品の製造により濃度が基準値を超えていないもの)</p>
<p>廃水銀&lt;新設&gt;</p>	<p>特別管理一般廃棄物</p> <p>一般廃棄物から回収された水銀</p> <p>【例】家庭から排出される水銀使用製品などが回収された水銀</p>

<p>水銀に汚染された廃棄物 ~水銀及び水銀化合物を含む汚泥、燃え殻等の廃棄物~</p> <p><b>水銀含有ばいじん等&lt;新設&gt;</b> <span style="float: right;">産業廃棄物</span></p>										
<p>ばいじん、燃え殻、汚泥、鋸ごみ：水銀含有量が 15 mg/kg を超えるもの 廃酸・廃アルカリ：水銀含有量が 15 mg/L を超えるもの</p>										
<p>特定有害産業廃棄物(燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸・廃アルカリ)</p> <p>特定有害産業廃棄物に該当するもの及び判定基準(以下の濃度を満たさないもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>廃棄物の種類・性状</th> <th>アルキル水銀化合物</th> <th>水銀又はその化合物</th> </tr> <tr> <td>燃え殻、ばいじん<sup>※2</sup>、汚泥<sup>※2</sup>及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く。燃え殻を含む。)</td> <td>排出量が検出されないこと</td> <td>排出量 0.005 mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸・廃アルカリ<sup>※2</sup>並びに燃え殻、ばいじん<sup>※2</sup>、汚泥<sup>※2</sup>及び廃酸・廃アルカリ<sup>※2</sup>の処理物である廃酸・廃アルカリ</td> <td>検出されないこと</td> <td>含有量 0.05 mg/L 以下</td> </tr> </table>	廃棄物の種類・性状	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	燃え殻、ばいじん <sup>※2</sup> 、汚泥 <sup>※2</sup> 及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く。燃え殻を含む。)	排出量が検出されないこと	排出量 0.005 mg/L 以下	廃酸・廃アルカリ <sup>※2</sup> 並びに燃え殻、ばいじん <sup>※2</sup> 、汚泥 <sup>※2</sup> 及び廃酸・廃アルカリ <sup>※2</sup> の処理物である廃酸・廃アルカリ	検出されないこと	含有量 0.05 mg/L 以下	<p>産業廃棄物</p> <p>本邦判定基準を超える汚染された有害な産業廃棄物(ばいじん、汚泥等)であっても、特定施設以外から生じたものは特別管理産業廃棄物には該当しません。 (※燃え殻等)は除外(※1)の例)</p> <p>燃え殻は施設限定なし</p>
廃棄物の種類・性状	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物								
燃え殻、ばいじん <sup>※2</sup> 、汚泥 <sup>※2</sup> 及びそれらの処理物(廃酸・廃アルカリを除く。燃え殻を含む。)	排出量が検出されないこと	排出量 0.005 mg/L 以下								
廃酸・廃アルカリ <sup>※2</sup> 並びに燃え殻、ばいじん <sup>※2</sup> 、汚泥 <sup>※2</sup> 及び廃酸・廃アルカリ <sup>※2</sup> の処理物である廃酸・廃アルカリ	検出されないこと	含有量 0.05 mg/L 以下								
<p>ばいじん</p>	<p>特別管理一般廃棄物</p> <p>燃え殻15 mg/kg以上(特定施設の場合は、処理能力200 kg/日以上又は火格子面積2㎡以上)の一般廃棄物処理施設から発生するばいじん(集じん施設で集められたもの)が含まれます。</p>									

		<p>特別管理の廃棄物 / 特別管理の廃棄物には該当しない</p>
<p>特別管理の廃棄物</p>	<p>特別管理の廃棄物には該当しない</p>	<p>特別管理の廃棄物には該当しない</p>

## ① 水銀廃棄物の分類と廃棄物処理法上の区分の概要

## ② 水銀(金属水銀)・水銀化合物

- 特別管理産業廃棄物 (廃水銀等)
- 通常の産業廃棄物の区別

## ③ 水銀に汚染された廃棄物

- 特別管理産業廃棄物 (特定有害産業廃棄物)
- 産業廃棄物 (水銀含有ばいじん等)
- 通常の産業廃棄物の区別

## ● 水銀回収の対象

# 東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(2/4ページ)

## 水銀廃棄物の分類 (2/2)

Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物 ～水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が産業廃棄物となったもの～

**水銀使用製品産業廃棄物<新設>** (注) 水銀使用製品は、水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が産業廃棄物となったものを指す。水銀使用製品は、水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が産業廃棄物となったものを指す。水銀使用製品は、水銀又はその化合物が使用されている製品(水銀使用製品)が産業廃棄物となったものを指す。

(1) 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

N ○	水銀使用製品産業廃棄物名	材料 部品	回収 ※3	N ○	水銀使用製品産業廃棄物名	材料 部品	回収 ※3
①	水銀電池			①	顔料	X, ※4	
②	空気亜鉛電池			②	糸(行(二流本針付)に用いられるものに 限る。)		
③	蛍光灯及びLED(水銀が肉眼で確認できる ものに限る。)	X	◎	③	灯色の回転装置		◎
④	蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極 蛍光灯を含む。)	X		④	水銀川口調整装置		◎
⑤	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	X		⑤	水銀始振器		◎
⑥	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	X		⑥	差圧式流量計		◎
⑦	農業			⑦	傾斜計		◎
⑧	気圧計		◎	⑧	固定放電機	X	
⑨	湿度計		◎	⑨	制御電極		◎
⑩	液柱形圧力計		◎	⑩	電力計		◎
⑪	弾性圧力計(ダイヤル式のものに限る。)	X	◎	⑪	医薬品		
⑫	圧力伝送器(ダイヤル式のものに限る。)	X	◎	⑫	水銀の製剤		
⑬	真空計	X	◎	⑬	塩化第一水銀の製剤		
⑭	ダイヤル湿度計		◎	⑭	塩化第二水銀の製剤		
⑮	水銀圧力式湿度計	X	◎	⑮	硝酸第一水銀の製剤		
⑯	水銀体温計		◎	⑯	硝酸第二水銀の製剤		
⑰	水銀式血圧計		◎	⑰	酢酸第一水銀の製剤		
⑱	湿度計本体			⑱	酢酸第二水銀の製剤		

※3 回収欄に◎印のものは、水銀回収(中間処理)において、当該産業廃棄物から水銀を分離して取り出し回収業者へ提供されているものです。  
※4 No.⑧顔料は、水銀を含むものに限りX印に該当します。

(2) 上記(1)(X印のあるものを除く。)を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(製造製品)

対象となる製造製品の例	左記製造中に用いる水銀使用製品の例
顕微鏡、顕微カメラの露出計	①水銀電池
補聴器、ペーシェー(ポケットベル)	②空気亜鉛電池
ディーゼルエンジン、空機機器(ガス調整器)、ピクノメータ、引火点試験機	③蛍光灯
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	④蛍光灯
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑤HIDランプ
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑥放電ランプ
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑦農業
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑧気圧計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑨湿度計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑩液柱形圧力計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑪弾性圧力計(ダイヤル式のものに限る。)
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑫圧力伝送器(ダイヤル式のものに限る。)
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑬真空計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑭ダイヤル湿度計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑮水銀圧力式湿度計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑯水銀体温計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑰水銀式血圧計
糸(行(二流本針付)に用いられるものに限る。)	⑱湿度計本体

(3) 上記(1)(2)のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品本体にある水銀使用表示例

- 日本語による表記(例:水銀)
- 化学記号(Hg)
- 英語による表記(Mercury)
- J-Moss水銀含有表示(右図は一例)



J-Moss 水銀含有表示の例

これらが表示されている製品のうち、浮ひょう形湿度計、噴霧時間計、ひまみゲージセンサー、電圧計、シャイロコンパスは、水銀回収が必要です。



空気亜鉛電池



HIDランプ



蛍光灯



水銀式血圧計



回転式接続コネクタ(表示あり)

一般廃棄物 水銀使用製品産業廃棄物のうち家庭から排出されるものは一般廃棄物に該当します。

## ④水銀使用製品産業廃棄物

●該当する製品

●水銀回収の対象

※ 図の(1)～(3)のいずれかに該当する物は、産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物)

身近な物では「蛍光灯」や「水銀体温計」などが該当します。

(LED蛍光灯、電子体温計など、水銀が入っていない物は対象外)



# 水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類（イメージ）

## 特別管理産業廃棄物

①廃水銀等

②特定有害産業廃棄物  
(鉍さい、ばいじんなど5品目)

## (普通の) 産業廃棄物

③水銀含有ばいじん等  
(ばいじん、鉍さいなど6品目)

④水銀使用製品産業廃棄物  
(金属くず、廃プラなど20品目)

水銀廃棄物だが、法令上①～④に該当しない物  
(性状により①～④に準じた取扱いが望ましい)

例えば、廃蛍光灯の処理なら・・・  
**品目：(廃プラ)、金属くず、ガラスくず**  
**区分：水銀使用製品産業廃棄物**  
 の記載が許可証に必要です。

処理業者の許可申請・届出

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 平成 28

事業譲渡許可、部分譲渡許可  
 廃水銀等の事業譲渡等又は処分業を行うため  
 運搬業許可又は特別管理産業廃棄物処分業許可  
 は、変更許可の手続きが必要です。

高純度製錬許可  
 廃水銀等の硫化施設は、廃棄物処理法 15 条の施設設置許可が必要です。

必要書類等、手続の詳細は東京都環境局のホームページ、または、産業  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/...](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/...) をご覧ください。

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物について、平成 29 年 10 月 1 日より、許可においてその取扱いを  
 明らかにすることとなりました。  
 東京都では、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者として、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を引  
 き続き取り扱う方に対して、  
**平成 34 年 9 月 30 日までの間、変更届の手続きにより、許可証を交付しています (平成 29 年 7 月 18 日から受付しています)。**  
 なお、平成 34 年 10 月 1 日以降は、変更許可の手続きを取り扱うこととなります。  
 (許可証の更新について)

現 状 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
 更新後 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
 (水銀使用製品産業廃棄物と変更)

経過措置として、同産業廃棄物を従前から取り扱ってきた産業廃棄物処理業者は、平成 34 年 9 月 30 日までは、上記の許可証の書  
 換えを済ませるまでの間も、引き続き取り扱うことが出来ます (ただし、下記の処理基準等の遵守は必要です！)。

処理基準の遵守を確保するため、運搬容器や施設の写真等を変更届に添付して提出していただきます。必要書類、手続の詳細は東  
 京都環境局のホームページ、または、産業廃棄物対策課審査担当にお問い合わせください。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_processor/permit\\_application.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/on_processor/permit_application.html)

排出事業者の委託基準等

～排出事業者は、水銀廃棄物の処理を他人に委託するに際して、産業廃棄物や特別管理  
 産業廃棄物の一般的な規定に加え、以下の事項が必要となります～

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物処理業の許可をもって、廃水銀等を許可品目として持っている処理業者に委託する  
 必要があります。委託契約書やマニフェストには、廃棄物の種類として「廃水銀等」を記載する必要があります。

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

委託契約書の記入例

委託契約  
 (1) 処理業者の許可の範囲  
 処理業者の産業廃棄物処理業許可の範囲に当該廃棄物の種類、設定条件が含まれている者に委託する  
 ことが必要です (経過措置などは、上記「処理業者の許可申請・届出」の項を参照してください)。  
 (2) 委託契約書  
 委託契約書に水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載し  
 てください。WDS などを用いて適正処理に必要な情報を委託者に伝えることが必要です (契約が締結中であ  
 っても、廃棄物の性状等に変更があるときは WDS を再発行するなど廃棄物に必要な情報を伝達してください)。  
 経過措置として、既に締結している契約書については、次回契約更新時に当該事項を記載してください。  
 (3) 処理業者の処理方法の確認  
 廃棄物の性状 (水銀濃度、製品の種類など) に応じた処理 (水銀回収、排出ガスの処理など) を適切に行える処理業者に委託するこ  
 とが必要です。中間処理を委託するためには、水銀が大気中に放出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。

廃棄物の引渡し  
 マニフェストの記入例 廃水銀等 (ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類) (水銀使用製品産業廃棄物) / \*\*kg 000

(1) マニフェスト  
 マニフェストに水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨及びその数量を記載することが必要です。  
 (2) 情報の伝達  
 引き渡しの都度、必要に応じて、マニフェストの欄外に記載する等して、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が水銀回収  
 の必要なものである場合はその旨、水銀が使用されている部品・材料の部材等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

※6 (参考！) 「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「汚泥」、「ば  
 いじん」などのような廃棄物の種類 (品目) ではなく、各品目の設定条件を表す言葉です。例えば、石綿含有産業廃棄物 (非放射性  
 アスベスト) であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)」と表示することと同じ扱いです。

⑤ 排出事業者の委託基準等

- 水銀廃棄物の処理委託時の契約書、マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要 (経過措置における例外あり)

# 東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)

**水銀廃棄物の処理基準** ～水銀廃棄物については、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な処理基準に加え、以下の処理基準が新たに規定されました～

水銀等（新設）	特別管理産業廃棄物	処理基準及び収集運搬基準（平成29年4月1日から施行） 処分基準（平成29年10月1日から施行）
<b>保管基準</b> (1) 容器に入れて密封する等飛散・流出・揮発の防止措置 (2) 高圧にさらされないために必要な措置 (3) 腐食の防止のために必要な措置	<b>収集運搬基準</b> (1) 他の物と区分して運搬 (2) 運搬容器（密閉できること、収納しやすいくこと、損傷しにくいこと）に収納 (3) 積替え・保管を行う場合は、左記の保管基準と同様の措置	
<b>中間処理基準（酸化・固形化）</b> 水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ酸化し、及び固形化することが必要です。 (1) 精製設備を用いて精製し、酸化設備を用いて硫黄と化学反応させて硫化水銀とする（令4条の5第1項3号ル、平4告示194号） (2) 酸化設備を用いて結合剤（改質硫黄）により固形化する（附52告示5号） (3) 上記(1)(2)の酸化・固形化した水銀等（水銀等処理物）などは処理後も特別管理産業廃棄物となります。精製に伴い生じた残渣のみは特別管理産業廃棄物から除かれます（規則1条の2第4項）。		
<b>最終処分基準</b> 酸化・固形化した水銀等（水銀等処理物）は、埋立判定基準⑦を超過した場合は道型埋立処分場で、同基準以下である場合は追加的措置⑧された管理型埋立処分場で処分してください（令4条の5第1項3号イ・ア、規則8条の12の3）。 ※7 排出濃度が水銀：0.005mg/L以下、アルカリ水銀：不検出 ※8 ①一定の濃度において分散しないよう行う。②他の物と区分する措置。③水銀の流出を防止する措置。④雨水の浸入を防止する措置		
特別管理産業廃棄物である水銀等と特別管理産業廃棄物でない水銀等は、区分しないで処理することができます（規則8条の4）（新設）。		
水銀含有ばいじん等（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<b>保管基準</b> 掲示板の「廃棄物の種類」欄に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載 (例) 汚泥（水銀含有ばいじん等）	<b>収集運搬基準</b> (1) 性状に応じて必要に応じて二重ごみ包や高圧対策の措置を執ることが望まれます。 (2) 積替え・保管を行う場合は左記の保管基準と同様の措置	
<b>中間処理基準</b> 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。 (1) 水銀が大気に飛散しないよう必要な措置を講ずること。 (2) 以下のものは、あらかじめ併用その他の方法により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し回収すること）をすること。※9 ・ばいじん、燃えがら、汚泥、乾さい：含有量1,000mg/kg以上 ・廃酸又は廃アルカリ：含有量1,000mg/L以上（これらの濃度以下のものも水銀回収するよう努めることが望まれます。） (3) 埋立処分は先立ち、ばいじん、燃えがら、汚泥は埋立判定基準（水銀：0.005mg/L、784水銀：不検出）以下となるよう処理（平4告示194号）するか、又は固形化（附52告示5号）すること（固化材には低アルカリセメント等を使用のこと）。 (4) 回収した水銀を処分する場合は、「水銀等」として取り扱うこと。		
※9 特別管理産業廃棄物である、乾さい、ばいじん、汚泥及び廃酸・廃アルカリも、同様の含有量のものは水銀回収が必要。（規則8条の10の3の2）（新設）。		
<b>最終処分基準</b> 埋立判定基準（水銀：0.005mg/L、784水銀：不検出）以下のものは管理型埋立処分場で、超過している物は道型埋立処分場で処分する必要があります。		
水銀使用製品産業廃棄物（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<b>保管基準</b> (1) 他の物と混合しないための仕切りを設ける等の措置 (2) 掲示板の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載（例）ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物） (3) 破壊、水銀の流出を防止すること。破壊した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散・流出しないよう留意すること。	<b>収集運搬基準</b> (1) 研砕することのない方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。 (2) 積替え・保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置	
<b>中間処理基準</b> 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。 (1) 水銀が大気に飛散しないよう必要な措置を講ずること。切断、洗浄、研砕等の中間処理を行う場合は、排気処理設備を備えた密閉された施設等で行う等の措置を講ずること。 (2) 水銀使用製品産業廃棄物で白印のもの（前2頁(1)及び(3)）は、あらかじめ併用等の方法又は封入された水銀を分離する方法によって、水銀が大気に飛散しないよう必要な措置が講じられている方法により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し回収すること）をすること（それら以外の水銀使用製品産業廃棄物も水銀回収するよう努めることが望まれます。）。 (3) ガラスくず等の破砕処理後は、排出試験（附48告示13号）の結果を踏まえ、適切に処分又は再生し、埋立処分する場合は、必要に応じて不酸化等（平4告示194号）（附52告示5号）の措置を行うことが望まれます。 (4) 中間処理後である、ばいじん、燃えがら、汚泥、廃酸・廃アルカリであるものは、排出試験（附48告示13号）、含有量試験の結果を踏まえ、適切に処分すること。 (5) 回収した水銀を処分する場合は、「水銀等」として取り扱うこと。		
<b>最終処分基準</b> 安定型最終処分場に埋立ててはならない（水銀回収等の処理を施したものであっても同様です。）。		

より詳しい情報は、「水銀廃棄物ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）等を参照してください。  
 東京都環境局 環境政策課

## ⑥各水銀廃棄物の処理基準

● 排出事業者による事業所での保管時には**保管基準の遵守**が、自らの運搬時には**収集運搬基準の遵守**が必要

● 処理業者（収集運搬業者、処分業者）への委託では、**その業者が処理基準を遵守していることの確認**が大切

# 参考資料（ホームページ）

## ●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial\\_waste/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html)

※ 本日ご案内したリーフレット

「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

## ●環境省「水銀廃棄物関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

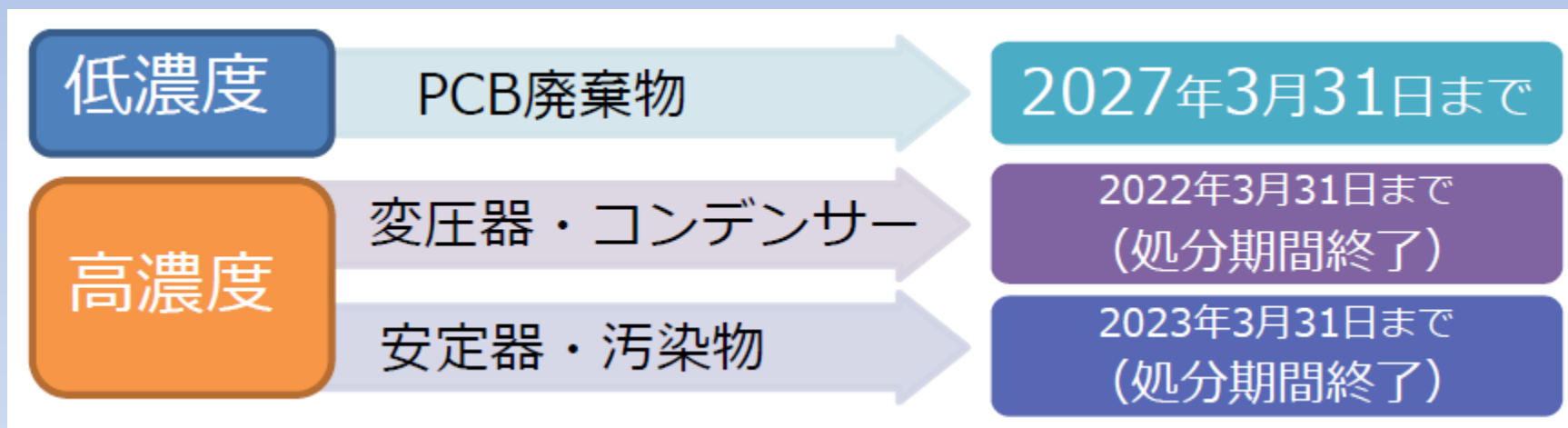
「水銀廃棄物ガイドライン」

「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

# XI 有害物等の廃棄物処理について (PCB)

# PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

処理期限が法律で定められています！  
期限内処理にご協力をお願いします。



➡詳細はコチラ

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial\\_waste/index.files/PCB.pdf](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf)

## XII まとめ

# 適正な産業廃棄物処理に向けて



- 処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か
- 産業廃棄物処理委託契約は適正か
- マニフェストの交付・確認・保管は適正か
- 処理料金は適正か。直接払いか
- 処理（運搬・処分）状況の確認は行っているか
- 優良業者の活用を（第三者評価制度等）
- 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか



## 参考情報（パンフレット類）

- ☆ パンフレット、ガイドブック等
  - 「東京都 産業廃棄物 広報」でクリック
    - 産業廃棄物適正処理ガイドブック（令和元年10月）
    - 産業廃棄物適正処理ハンドブック（令和4年5月）
    - 水銀廃棄物の取扱いについて（平成30年5月）
    - 建設廃棄物を適正に処理するために（平成23年10月）
    - 建設工事・解体工事を行う皆様へ（令和4年5月）
  
- ☆ リチウムイオン電池の処理関係リーフレット
  - 小型充電式電池は取扱いに注意をお願いします（東京都）
  - 使用済みリチウムイオン電池は分別して適切に排出してください（環境省）
  
- ☆ 産業廃棄物処理委託モデル契約書
  - 「東京都 産業廃棄物モデル契約書」でクリック

# 参考情報（重要通知、連絡先等）

## ☆ 環境省通知

- 産業廃棄物管理票制度の運用について  
（平成23年3月17日）
- 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について  
（平成29年3月21日）
- 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について  
（平成29年6月20日）
- 行政処分の指針について  
（令和3年4月14日）

## ☆ 処理業者を探す

- 東京都処理業者検索システム  
「東京都 産業廃棄物 処理業者」でクリック
- 東京都産業資源循環協会 03-5283-5455

## ☆ 全般的なお問合せ

- 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当  
03-5388-3586

産業廃棄物の適正処理にご協力を  
お願いいたします！



研修、お疲れ様でした。